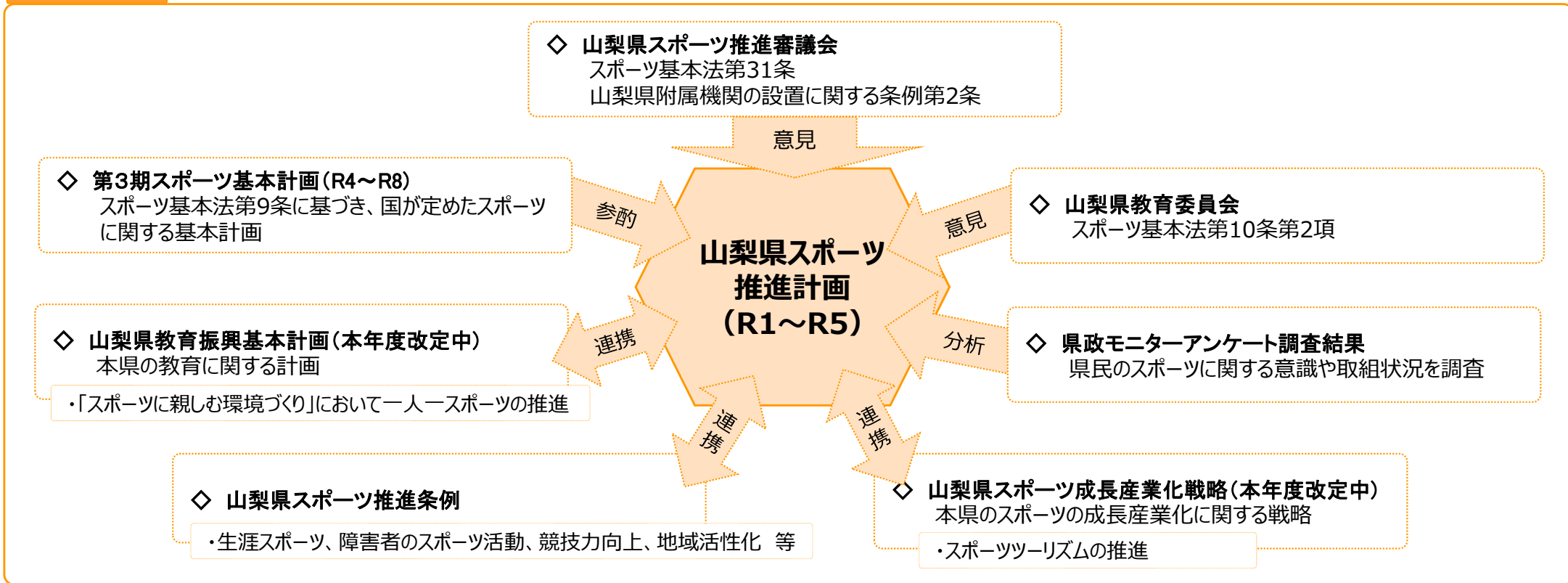


根 拠

- スポーツ基本法（平成23年法律第78号）  
（地方スポーツ推進計画）  
第10条 都道府県及び市町村の教育委員会・・・は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。  
（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）  
第31条 都道府県・・・に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。
- 山梨県附属機関の設置に関する条例  
第2条 別表第一より 山梨県スポーツ推進審議会の担当事務  
スポーツ基本法第31条に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの振興に関する重要事項の調査審議に関する事務

考 え 方



スケジュール (案)	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
				● スポーツ推進 審議会		● スポーツ推進 審議会	↔ パブコメ		● スポーツ推進 審議会	↔ 2月議会	策定